

社団法人滝川青年会議所役員選任規定

(目 的)

第 1 条 この規定は定義第 2 3 条の規定により、社団法人滝川青年会議所の役員選出に関して定められたものである。

(選挙管理委員会)

- 第 2 条 選挙管理委員会構成人員は 3 名とし、委員長及び委員は正会員中より投票日の 1 ヶ月前までに、理事長が指名する。
2. 選挙管理委員会の任期は、役員選挙終了までとし役員選挙の管理運営の一切を行う。
 3. 選挙管理委員会は一切選挙運動に参画してはならない。

(選 挙 権)

- 第 3 条 選挙権は次の各号に該当する正会員が有する。本年度の会費を完納している者、又は会費延納について理事会の承認を受けているもの。
2. 当該年度の出席義務が規定以上である者。ただし出席率は投票日の 1 ヶ月前までのものとする。
 3. 選挙管理委員会は前 2 項の規定による、選挙管理名簿を投票日の 10 日前まで発表しなければならない。

(被選任権)

- 第 4 条 理事長及び監事の被選挙任権は、正会員として 3 年以上の J C 歴を有し、直前の 1 年間と当該年度の出席義務が規定以上であること。及び会費を完納している者。
2. 理事は正会員としての資格を有し、出席義務が規定以上であり、会費を完納している者。
 3. 出席義務については、アテンダンス及びメーカーキャップは認める。

(選挙の方法)

- 第 5 条 理事長は立候補制による投票とし、選挙管理委員会は、立候補者を第 4 条第 1 項の規定にする資格審査の上、有資格者を認定した場合は立候補を受付ける。
2. 理事は選挙管理委員会の資格審査認定を受けたものの中から、新理事長が任命する。
 3. 監事は累積投票する。

(立候補の届出)

第 6 条 理事長選挙に立候補するものは、本人の立候補届及び選任規定第 3 条の 1 項・2 項の資格をみたす正会員 2 名の推薦状を添えて文書により、選挙管理委員長定められた日まで、届出なければならない。

(選挙運動)

第 7 条 選挙運動の方法、内容及び禁止事項に特に定めはないが、青年会議所会員としてふさわしくないと、選挙管理委員が認めた手段、方法により、運動した場合それを禁止することができる。

2. 選挙運動は、選挙管理委員会が定める期間中以外は、一切行ってはならない。

(選挙)

第 8 条 選挙は投票によって行い、投票用紙は当日選挙場において渡す。

2. 代理人による投票はできない。

3. 止むを得ない理由で選挙当日投票できない場合は、その旨選挙管理委員長に届け管理委員会の指定する場所で不在投票ができる。

4. 開票は投票終了後行う。

5. 投票の効力は、選挙管理委員会が決定する。

6. 次の投票は無効とする。

イ 正規の用紙を用いないもの。

ロ 被選挙人でないものを記載したもの。

ハ 規定以外のことを記載したもの。

(当選人)

第 9 条 有効投票の過半数以上の得票を得たものをもって当選人とする。

2. 過半数以上の得票を得た立候補者のいない場合は、上位 2 位により決選投票し決定する。

3. 理事長選挙において得票が同数の場合は、年齢の多い順(生年月日)を当選人とする。

4. 理事長選挙において、立候補締切日までに 1 名の立候補者の場合は、その立候補者を当選人とする。

(選挙管理委員会)

第 10 条 理事長は理事長選挙立候補者がいない場合は、ただちに選挙委員を指名しなければならない。

2. 選挙管理委員は7名とし、第4条第1項の規定により該当する者の中から、1名推薦し、理事長に報告しなければならない。
3. 理事長は選挙委員会より推薦された者を、総会において指名、報告し当選とする。

(開票立会人)

第 11 条 理事長選挙の開票に当たっては、各立候補推薦人の内の1名ずつ開票に立ち会うものとする。

(役員 の 補充)

第 12 条 役員に欠員が生じた時は理事長の決定により、後任者を選任する。

第 13 条 この規定の運用に関する細目は、選挙管理委員会において定めるものとする。

第 14 条 この規定に定めるものの他、役員選挙に関して必要な事項は、理事会において定めるものとする。

第 15 条 この規定は、昭和46年8月8日より実施する。

附 則

本規定は昭和47年1月3日より施行する。

昭和53年1月6日 一部改正

昭和60年1月9日 一部改正